

「国民健康保険からのお知らせ」

## 特別徴収(年金天引き)を開始

次の条件に該当する人は、国民健康保険税を特別徴収(年金天引き)します。なお、特別徴収の対象とならない人は、本年7月の納税通知のとおり、納付書や口座振替による普通徴収になります。

計額が、年金受給額の2分の1を超えない人

徴収月は?

特別徴収の対象となる人  
国保加入者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主(平成21年度中に世帯主が75歳になる世帯を除く)年額18万円以上の年金を受給している人  
介護保険料と国保税の合

特別徴収の徴収月は、4月から翌年2月までの偶数月(年金受給月の年6回)です。  
特別徴収(年金天引き)の対象者で、次のおよび

月・2月の徴収を「仮徴収」、10月・12月の徴収を「本徴収」から特別徴収を開始します。

これまで、保険税を滞納せず納付している人からの保険税を口座振替により納めることができます。支払い方法の変更を希望する人で、まだ変更手続きが完了していない人は、金融機関への手続きは不要です。金融機関などで口座振替の申込手続きを行い、口座振替の申込書控えを健康課に持参し、変更手続きを健康課で口座振替を利用し、引き落とし口座に変更のない人は、金融機関への手続きは不要です。

人は、申し出により保険税を特別徴収から口座振替に変更できます。これまで、保険税を滞納せざるを希望する人で、まだ変更手続きが完了していない人は、金融機関への手続きは不要です。

## 振り込め詐欺にご注意を!

役場の職員と名乗り「国民健康保険の医療費を返還する」などと言葉巧みに現金自動預払機(ATM)の操作を指示し、指定口座に現金を振り込ませ騙しとるという手口が、近隣市町で多数発生しています。

役場から電話で現金自動預払機(ATM)の操作を指示することは絶対にありません。万一そのような電話がかかってきた場合は、

その場で判断せず一度電話を切って役場まで問い合わせるか、家族や知人に相談してください。

問い合わせは、健康課(766-8781)へ。



## 長寿医療制度への移行にともなう長寿医療制度への移行にともなう

会社の健康保険などの被

国民健康保険の加入

用者保険に入っていた75歳以上の人々が、長寿医療制度に移行したこととともに、その被扶養者であつた配偶者などの扶養家族が他の健康保険に加入していなければ、国民健康保険の加入手続きが必要です。

従前の会社などの健康保険が発行する資格喪失証明書を持参し、健康課で手続きを行つてきました中で、「3年間ありましたが」とうございました」とわざわざ卒業

するなど、住民の皆さんの交通安全への意識は着実に高まっています。

町長 日頃は、交通安全指導などにご協力いただきありがとうございます。

町長 お母さんの熱心な見守り活動の大いです。しかし、その反面、我が子

を赤信号で渡らせるなど、交通安全に

対して意識の低い親も目立ちます。

町長 ポイ捨てなど、子ども達の教育をする

前に、大人が襟を正さなければならぬ

いと感じることがよくあります。

町長 学校で子ども達の様子を見て

からと話す皆さんと真田町長教育

からと話す皆さんと真田町長教育</